

こどもの意見反映推進事業における拡大実施について ～対象範囲等の考え方～

積極的に意見を言えるこどもたち

②電子申請システム活用（インターネットアンケート）

③市町村・学校単位等で主体的にこどもたちと意見交換
例：市町村の「こども議会」、学校でのホームルーム等

①意見交換（対面）
14 振興局 × 小中高 3 校で実施
全道 42 校

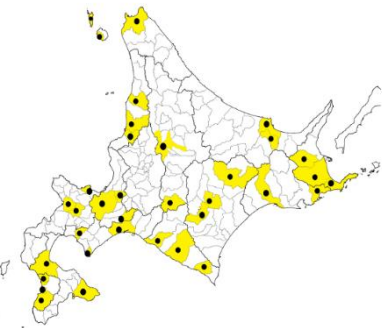
意見を聴かれにくいこどもたち

④不登校児、ヤングケアラー、障がい児、社会的養護の下で暮らすこどもたち等からも、それぞれのこどもに適したやり方で意見を聴く

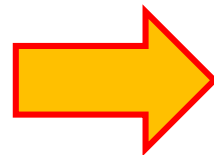
ヤングケアラー、障がい児等も含まれる可能性あり

179 市町村

38 市町村



①対面実施により、42校（38市町村）を対象

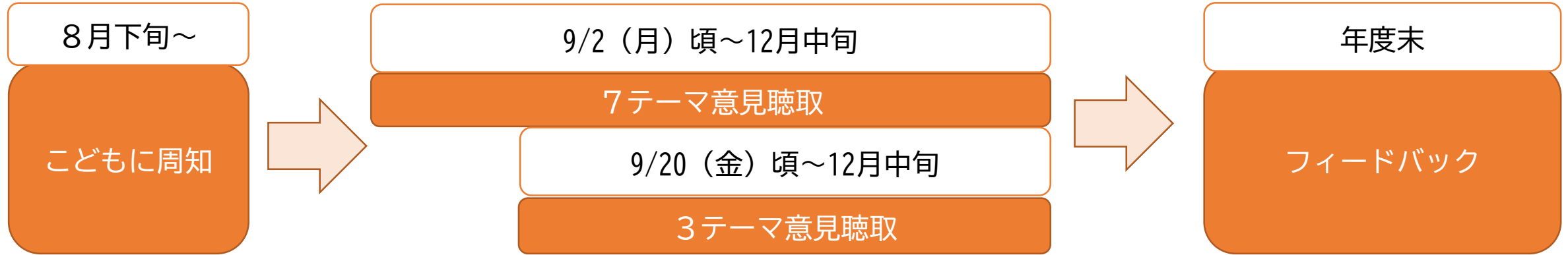


②及び③の実施により、対象を全市町村に拡大

区分	対象範囲	実施方法	実施主体
①意見交換 離島、過疎地等を有する本道の地域特性を踏まえ、全道のバランスを配慮して、実施校を設定	42校 離島 2 1万人未満 15 10万人以上 11 その他 14	対面	道
②電子申請システム活用（インターネットアンケート）	全てのこども	電子申請	道
③市町村・学校単位等での主体的な意見交換	市町村・学校単位のこども (道内全市町村等へ通知)	(例) 市町村の「こども議会」や学校のHRで議論	市町村、学校
④不登校児、ヤングケアラー、障がい児等	声を聴かれにくいこども	それぞれのこどもに適した方法	道

こどもの意見反映推進事業における拡大実施について ～電子申請システムを活用 1 / 2～

■ フロー



■ 実施時期

9月（夏休み終了後）から随時実施

■ 実施方法

- ①道HPに掲載した対面実施説明資料を閲覧
- ②電子申請システム（インターネットアンケート）で回答

■ 対象

道内の小中高校生

■ テーマ

対面実施と同様

■広域募集からの変更点

これまでの審議会・部会・WGでの意見を踏まえ、次の点を変更。

- 提出した意見がどうなるかをHP上部へ掲載
- 回答フォームのリンクをわかりやすく掲載
- 自由記載の文字数制限をシステム上の上限（9999字）へ変更
- 回答フォームの上部に、「文字数制限は気にせず意見を書いていい」旨の文言を記載。

■実施方法

- ①当課から道内の市町村・学校へ意見聴取の手法を紹介
- ②実施の意向がある市町村・学校で意見聴取を実施
- ③意見聴取を行った市町村・学校は集約した意見を当課へ提出

■対象

実施意向がある市町村・学校に所属しているこども・若者

■テーマ

対面実施と同様